



平成 20 年 3 月 6 日

各 位

会 社 名 ピジョン株式会社  
代表者名 代表取締役社長  
大 越 昭 夫  
(コード番号:7956 東証第1部)  
問合せ先 執行役員経営企画本部長  
高 坂 功  
03-3661-4188(直通)

## 会社の支配に関する基本方針および 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について

当社は、本日開催された取締役会において、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 127 条本文に定義されるものをいい、以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）ならびに会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同条第 2 号ロ）の一つとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を全取締役の賛成により、決定いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本プランは、特定株主グループ（注 1）の議決権割合（注 2）を 20%以上とすることを目的とする当社株券等（注 3）の買付行為、特定株主グループの議決権割合が結果として 20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的方法の如何を問いません。以下かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応について定めたものであります。

本プランは、平成 20 年 4 月に開催される定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）で承認されることを条件として発効することとしております。

また、本プランを決議した取締役会には、社外監査役 2 名を含む当社監査役 4 名全員が出席し、監査役全員が本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として本プランに賛成しております。本プランの有効期間は、本定時株主総会のご承認が得られた場合には、本定時株主総会終了後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までといたします。それ以降も当社株主総会において本プランの継続等に関して株主の意思を確認させていただくことを予定しております。なお、有効期間満了前

であっても、当社の株主総会または取締役会において廃止する旨の決議が行われた場合には、当該決議の時点をもって廃止されるものとします。

本日現在、当社株式の大規模買付行為に関する打診および申し入れ等は一切ございません。平成20年1月31日現在の株主の状況は、別紙1のとおりです。

(注1) 特定株主グループとは、

- ① 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれるものを含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、
- ② 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

(注2) 議決権割合とは、

- ① 特定株主グループが、注1の①記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、
- ② 特定株主グループが、注1の②記載の場合は、当該買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

## I. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては、当社の経営理念および企業価値の源泉ならびに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

当社は株式を上場しておりますので、当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が原則であり、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主の皆様全体の意思に基づき行われるものと考えており、当社株式に対する大規模

買付行為があった場合においても、これが当社の企業価値の向上および株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、当社の株式の大規模買付行為の中には、かかる行為の目的等が当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に当社株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社や株主に対して当該行為に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないものなど、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損する重大なおそれをもたらすものも想定されます。

したがって、このような当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えます。

そのため、当社取締役会は、万一、大規模買付者が現れた場合は、当該大規模買付者に買付の条件ならびに買収後の経営方針および事業計画等に関する十分な情報を提供いただき、当社取締役会がその内容を検討のうえ、意見表明あるいは代替案の提案をし、当社の株主の皆様が取締役会の意見または代替案を含めて、大規模買付者の提案内容を検討するための十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様から経営の負託を受けた当社取締役会の責務であると考えております。

## II. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して投資していただくため、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために以下のような取組みを実施しております。これらの取組みは、今般決定いたしました前記 I. の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

### 1. 経営理念および企業価値の源泉について

当社は、企業理念を「愛」とし、「愛を生むは愛のみ」を社是として掲げ、妊娠・出産・子育てそして介護を通して手助けを必要とする全ての人々に「愛」を形にした商品・サービスの提供を行なうことを使命と考えております。

当社の創業は 1957 年（昭和 32 年）であります。「次代を担う赤ちゃんに幸せを」という願いのもと、哺乳びんのメーカーとして事業を開始いたしました。以来 50 年以上にわたって赤ちゃんの研究を続け、そこから生み出された商品の幅は広く、赤ちゃんのいるほとんどの生活シーンを支えております。昭和 50 年代には研究の対象を高齢者へと広げ、介護用品の開発へと領域を拡大しました。さらには、社会環境の変化に伴って新たなニーズとして生まれてきた「必要とされる手助け」に対応し、商品の提供だけでなく、子育て支援サービス、在宅介護支援サービス、といったソフトサービスの提供も事業領域としてまいりました。

現在では、赤ちゃんからシルバー世代までの人生を長期間に亘りサポートする生活支援企業として事業展開を行っております。そして、このような事業活動により、企業の社会的責任を果たすことができると考えております。

当社はこうした創業時の想いを、社名・ロゴマークにおいても現しております。ロゴマークは、お母さんとおなかの赤ちゃんの2つのハートを組み合わせたダブルハートとなっており、「愛をカタチにする」想いをこめております。

また、事業活動に加えて、「赤ちゃん誕生記念育樹キャンペーン」を20年以上継続して行っております。このキャンペーンは、「かけがえのないのちを大きくたくましく育てたい」という願いを込め始めたものです。「育児（赤ちゃんを育てること）と、育樹（木を育てること）、心は同じ」というスローガンのもと、これまでに全国から約85,000名の赤ちゃんに参加していただき、茨城県常陸大宮市の植樹地面積は27ha以上に広がっております。

当社では、株主価値・顧客価値・社員価値の総和が企業価値であると捉えており、すべてのステークホルダーの皆様と良好な関係を保っていくことが企業価値を高めていくことであると考えております。

商品をお使いいただくお客様のための「研究開発の限りない深耕」は、50年以上に亘って、地道で丁寧な基礎研究分野、および、実際の商品開発分野と、それぞれに幅広く展開しております。キャップ式広口哺乳器、シリコン製乳首、乳歯ブラシ、マグマグ（取替えカップシステム）、ベビー専用体温計チビオン、おしりナップ、母乳実感乳首、育ち応援シューズ等、それぞれの時代を先取りする商品を生み出し、また、常に新しい育児文化を提案してまいりました。中央研究所（茨城県つくばみらい市）を中心としたこれらの研究に基づいて上市する商品は、機能性、安全性に優れた高品質な商品となっており、その品揃えも豊富であります。そのため、現在、これらの商品は、日本国内のみならず、海外40カ国以上の多くのお客様からも支持をいただいております。加えて、商品等のお問い合わせ窓口として、お客様相談室を昭和40年代から設置する等、早くからお客様中心の経営を行ってまいりました。

社会情勢および、社会環境の変化等に対応しながら、このような取組みを行っていく土壌・風土があること、そして、実際に取組みを行っていることが、当社の企業価値の源泉であると考えております。

## 2. 中期経営計画と今後の事業展開について

当社は、以上の経営理念の下、2005年（平成17年）1月に、コア事業である育児用品関連事業の独自性・競争優位性の強化と、成長分野と位置づける海外事業、子育て支援事業、HHC・介護関連事業の積極的展開によるグローバルな企業価値の向上を骨子とした「第2次中期経営計画」（2006年（平成18年）1月期～2008年（平成20年）1月期）を策定し、諸施策を実行してまいりました。

国内事業におきましては緩やかな伸長にとどまりましたが、一方で、海外事業におきましては同期間中に約2.5倍の売上伸長を達成し、当社グループの新たな成長基盤の一つとして育成してまいりました。

当社では、2008年（平成20年）3月に、新たなグループスローガン『GLOBAL

Company への飛躍 ―チャレンジ、そして自立―』を掲げ、2009年（平成21年）1月期から2011年（平成23年）1月期までの「第3次中期経営計画」を策定いたしました。

「第3次中期経営計画」では、「育児用品事業における一層のグローバル化の推進＝海外事業の一層の強化」、「国内既存事業の基盤維持および新たな成長事業の育成」を基本方針として、また、それらの実現を支える人材、組織、研究開発等に積極的に経営資源を投入し、スピードをもってグループ収益力の強化に努め、企業価値および株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

当社の「第3次中期経営計画」の詳細につきましては、以下の当社ホームページに掲載しておりますが、その基本方針・戦略については次の通りです。

<http://www.pigeon.co.jp/ir/ir/chukankeiei.html>

(1) 育児用品事業における一層のグローバル化の推進

当社の海外事業売上高は、2008年（平成20年）1月期のグループ売上高に対して29.1%となり、年々その構成比を高めております。事業拡大の牽引役となっております中国事業および北米・欧州事業におきましては販路の拡充、新製品の積極投入、ブランド認知の強化等によりトップブランドとしてのポジションを高めると共に、引き続き高い成長率を維持してまいります。また、インド、ロシア等の新興市場におきましては将来の本格的な事業拡大に向け、着実な市場参入・基盤構築を図るとともに、その他の既存市場におきましても、それぞれの市場特性に合わせたマーケティング活動の強化により、着実な成長を図ってまいります。一方、生産・調達面におきましては、引続き当社の海外生産拠点の拡充を図り、適地生産・適地調達による収益力の改善に努め、育児用品事業のグローバル化を推進してまいります。

(2) 国内既存事業の基盤維持および新たな成長事業の育成

国内の育児用品事業、子育て支援事業は、少子化の進行による出生数の減少、市場の成熟化という厳しい環境の中にあります。当社は創業以来の赤ちゃんの発達研究の蓄積に基づく付加価値の高い製品の開発を進め、また、お客様とのダイレクト・コミュニケーションの強化により、主力製品における高い市場シェアを維持し、安定的なキャッシュフローの創出を図ります。一方、急速な高齢化の進行に伴い市場の拡大している介護用品事業につきましては、ブランドの統合、販売体制の整備、当社グループ生産品を中心とした新製品の投入により、確実に収益性の改善を図ってまいります。また、今後の成長が期待される介護予防市場におきましては、2007年（平成19年）8月に発表いたしました新ブランド「リクープ」の品揃えの拡充と、きめ細かいマーケティング活動により、いち早く市場での主導的なポジションの獲得と事業の育成に努めてまいります。

(3) 上記の事業成長を支える基盤の整備

当社は育児、介護用品メーカーとして法令順守を徹底し、お客様に安全・安心な商品・サービスを適正な価格で提供していくことが使命と考えております。中央研究所および国内外の自社工場では品質マネジメントの国際規格であるISO9001を取得しており、引き続き品質管理および顧客満足向上への取組みを強化してまいります。また、企業競争力の強化にとって継続的な原価の低減は不可欠な要素として考えており、企画・開発・調達・生産・物流・販売の各段階における一段の合理化・効率化を推し進めてまいりま

す。さらに、事業のグローバル化に対応した人材の確保・育成、組織体制の一層の整備を進め、チャレンジする、そして自立した企業グループへと強化を図ってまいります。『育児と育樹、心は同じ』のスローガンの下、1987年（昭和62年）に開始した赤ちゃん誕生記念育樹キャンペーンに代表される当社のCSR活動につきましては、よりグローバルな視点を持ってその拡充に取り組んでまいります。

### Ⅲ. 本プランの内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

#### 1. 本プラン導入の目的

当社は、大規模買付者により大規模買付行為が行われる場合、これを受け入れ大規模買付行為に応じて当社株券等を売却するか否かは、最終的には株主の皆様ご自身のご判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、大規模買付行為は、それが成就した場合、当社の事業および経営の方針に直ちに大きな影響を与えうるものであり、当社の企業価値および株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性もあります。また、昨今の日本の資本市場と法制度の下においては、当社の企業価値の根幹を脅かし、当社の企業価値および株主共同の利益に明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされるおそれも、決して否定できない状況にあります。

このような大規模買付者による大規模買付行為の是非を、株主の皆様は短期間の内に適切に判断していただくためには、大規模買付者と取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、当社株式を継続保有することを検討される株主の皆様にとっても、大規模買付者の提案（経営方針、事業計画等）は、その継続保有の是非を検討する上で重要な判断材料となります。また、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのか、大規模買付者の提案と比べて当社の企業価値および株主共同の利益を高める代替案があるのか否かという点も、株主の皆様の重要な判断材料になります。

当社といたしましては、大規模買付行為が行われようとする場合、大規模買付者に対して大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するように求めること、大規模買付者の提案する経営方針、事業計画等が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様の判断の参考に供すること、さらに、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為または当社の事業および経営の方針等について大規模買付者と交渉・協議を行い、あるいは当社取締役会としての事業および経営の方針等に関する代替案を株主の皆様へ提示するというプロセスを確保するとともに、当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害を防ぐため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、株主の皆様に対する責務であると考えております。

このようなことから、当社は本プランを導入し、以下のとおり、大規模買付者が従うべき一定の情報提供等に関する手続きならびに大規模買付者が当該手続きを遵守しない場合または大規模買付行為によって当社の企業価値および株主共同の利益が毀損される場

合に、前記 I の会社の支配に関する基本方針に照らして、大規模買付者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、対抗措置を講ずることを含めて、手続きおよび内容に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めることといたしました。

また、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性および合理性を担保するために、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置することといたします。

## 2. 本プランの概要

大規模買付ルールは、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、大規模買付行為に先立ち、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報提供を求めるとともに、当社取締役会がこれらの大規模買付行為に関する情報を検討し、あるいは大規模買付者との協議を行い、代替案等の検討をするために必要な時間の確保を要請するものです。

大規模買付者は、後記 3. 本プランの詳細（1）（2）のとおり大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報提供を行い、かつ当社取締役会による合理的な協議・検討のための期間が確保された場合には、当該期間経過後に大規模買付行為を開始することができます。

これに対し、当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールで定められた手続きに違反し、または大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく毀損させるおそれがあると認めた場合には、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令および当社定款によって定められる相当な対抗措置（以下「対抗措置」といいます。）の発動を講ずることができるものとします。

本プランに従った対抗措置の発動の判断については、取締役会の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外監査役等から構成される独立委員会（その詳細については、後記 3. 本プランの詳細（2）③「独立委員会の設置等」をご参照ください。）の客観的な判断を経るとともに、株主の皆様への情報開示を通じて透明性を確保することとしています。

## 3. 本プランの詳細

### （1）大規模買付ルールにおける手続き

#### ①意向表明書の提出

当社は、当社取締役会が別途承認した場合を除き、大規模買付者に対して、大規模買付行為を開始するに先立ち、大規模買付者の名称、住所または本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）および大規模買付行為の概要を明示し、かつ以下のような事項に関する誓約文言等を記載した意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を、当社の定める書式により日本語で作成のうえ提出していただきます。

- i 意向表明書が大規模買付ルールに基づく意向表明書として提出されるものであること
- ii 大規模買付者は、大規模買付ルールを遵守し、当社取締役会による検討期間（後

記3. 本プランの詳細(1)④において定義される。)が終了するまでの間、大規模買付行為を停止すること

- iii 独立委員会の勧告を踏まえ、当社取締役会において対抗措置の発動が決議された場合、大規模買付者は大規模買付行為に関する提案の撤回を真摯に検討すること
- iv 当社が必要と判断する場合に、後記3. 本プランの詳細(1)④に定める大規模買付者による提案の概要等の開示に先立ち、大規模買付者から意向表明書が提出された事実その他大規模買付行為に関する情報につき当社が適切な情報開示を行うことに同意していること
- v 大規模買付者は、株式取引市場において混乱が生ずることを回避するため、当社取締役会が後記3. 本プランの詳細(1)④に定める大規模買付者による提案の概要等の開示を行う時点、またはこれに先だち当社が大規模買付行為に関する情報開示を行う時点のいずれか早い時点までの間、大規模買付行為に関する一切の情報を秘密として保持すること(ただし、法令等で開示を義務付けられたものを除く。)

## ②必要情報リストの交付

当社は、大規模買付者に対し、株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「大規模買付情報」といいます。)の日本語で作成された書面による提供を求めます。当社取締役会は、大規模買付者に対し、意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただく大規模買付情報のリストを、その回答の期限を定めて当該大規模買付者に対して交付します。大規模買付情報の一般的項目については、以下のとおりです。

- i 大規模買付者の概要(沿革、主要業務、役員構成、主要株主、グループ組織図、直近3ヵ年の有価証券報告書またはこれに相当する書面、連結財務諸表を含む。)
- ii 大規模買付行為の目的および具体的内容
- iii 大規模買付者の株券等保有割合および保有株券等の数
- iv 大規模買付行為における当社株券等の取得価格の算定根拠、取得資金の裏付けならびに資金調達の具体的内容および条件
- v 大規模買付者が当社の経営権を取得した場合における経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後3ヵ年の経営・財務諸表の目標数値および算出根拠ならびに役員候補者およびその略歴
- vi 大規模買付者と当社の主要取引先との間の従前の取引関係および競合関係
- vii 大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社の役割
- viii 当社の従業員、主要取引先、消費者、地域社会その他当社の利害関係者との関係において、大規模買付行為実行後に予定する変更の内容
- ix 現金以外の対価をもって大規模買付行為を行う場合における対価の価額に関



する情報

- x 代表者による、大規模買付者が提供する大規模買付情報を記載した書面の記載内容が重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生じせしめる記載または記載の欠落を含まない旨の宣誓

#### ③大規模買付者に対する追加情報等の請求および大規模買付者との協議

大規模買付者から意向表明書の提出および大規模買付情報の提供を受けた場合、当社取締役会は、速やかに意向表明書および大規模買付情報を独立委員会に提供するとともに、その内容を精査し、提出された意向表明書または大規模買付情報が不十分であると判断した場合には、独立委員会の勧告を考慮したうえで、大規模買付者に対して、適宜期限を定めて意向表明書に記載された誓約文言の追加もしくは修正または追加情報の提供を求めることができるものとします。

また、当社取締役会は、当社が必要かつ有益と判断する場合、大規模買付者との間で、大規模買付行為に関する提案の条件について協議することができるものとします。

当社取締役会は、大規模買付者により追加もしくは修正された意向表明書の誓約文言および大規模買付者から提供を受けた追加情報ならびに大規模買付者との協議の状況および結果を、独立委員会に対して速やかに提供します。

なお、大規模買付者が提出した意向表明書および提供した大規模買付情報は、株主の皆様への判断に必要なかつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で開示いたします。

#### ④大規模買付行為に関する情報の開示、検討および協議等

当社取締役会は、独立委員会の勧告を踏まえ、大規模買付者からの意向表明書の提出および大規模買付情報の提供が完了したと判断したときは、大規模買付者に対してその旨を通知するとともに、当社取締役会が相当と判断する時点において大規模買付者による提案の概要、以下に定める検討期間の開始日および終了日、その他当社の取締役会が相当と認める事項を株主の皆様へ適切に開示します。

当社取締役会は、上記開示日を開始日とし、大規模買付行為が当社株券等のすべてを対象として現金（日本円）のみを対象として行う公開買付けである場合には開始日から 60 日間、大規模買付行為がこれ以外の行為である場合には開始日から 90 日間を検討期間（以下「検討期間」といいます。）として、当社の企業価値および株主共同の利益確保・向上という観点から、大規模買付者から提供を受けた大規模買付情報の内容を十分に検討し、大規模買付者の提案に対する当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめるものとします

また、当社取締役会は、必要に応じて大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉および協議を行うとともに、当社取締役会として、独立委員会および株主の皆様に対し、当社の事業および経営の方針等についての代替案を提示することができます。

なお、当社取締役会は、上記の検討および協議等にあたり、当社の費用で独立した

第三者（弁護士、公認会計士、税理士、ファイナンシャルアドバイザー、その他の専門家を含み、以下「アドバイザー等」と総称します。）の助言を求めることができるものとし、

当社取締役会は、検討期間内に大規模買付行為に対する意見を取りまとめるに至らない場合には、独立委員会が合理的と認める期間内にわたり検討期間を延長することができるものとし、

ただし、検討期間の延長を決議した場合には、速やかに具体的な延長期間および当該延長の理由を開示するものとし、

## （２）大規模買付行為がなされた場合の対応方針

### ①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合には、当社取締役会が、意向表明書および大規模買付情報の内容を検討・評価した結果、当該大規模買付行為に対し反対の意見を有するに至った場合であっても、当該大規模買付行為につき反対意見を表明し、代替案を提示することにとどめ、原則として対抗措置の発動を決議しないものとし、

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値および株主共同の利益が著しく毀損され、その結果大規模買付行為に対する対抗策をとることが相当であると当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、取締役の善管注意義務に基づき、対抗措置の発動を決議することができるものとし、

なお、上記の検討および判断にあたっては、アドバイザー等の助言等を参考にし、

独立委員会の勧告を最大限に尊重いたします。

具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値および株主共同の利益が著しく毀損される大規模買付行為に該当すると考えます。

- i 真に当社の経営に参画する意志がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の買付を行っている
- ii 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で、当社の株券等の買付を行っている
- iii 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株券等の買付を行っている
- iv 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高価資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社株券等の買付を行っている

される場合

- v 大規模買付行為における当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うこと）など、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない。）
  - vi 大規模買付行為における株券等の買付条件（買付対価の価額、種類、内容、時期、買付方法の適法性、実現可能性、買付後における当社従業員、顧客、取引先その他の利害関係者の処遇方針を含む。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付であると判断される場合
  - vii 大規模買付者による支配権取得により、当社の株主の皆様はもとより顧客、取引先、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値を毀損するおそれがある、または当社の企業価値の維持および向上を妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合
  - viii その他、i ないしviiに準ずる場合で、当社の企業価値および株主共同の利益の維持および向上に反すると認められる場合
- 当社取締役会は、上記決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

#### ②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出せず、または大規模買付ルールに定める十分な情報提供を行うことなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が当社取締役会の検討期間が経過する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合で、当社取締役会が大規模買付ルールを遵守するよう書面で要請したにもかかわらず、速やかに違反状態が是正されないときには、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守るために、対抗措置の発動を決議できるものとします。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの認定および対応措置の発動の適否・内容については、アドバイザー等の助言等を参考にしたうえで、独立委員会の勧告を最大限に尊重いたします。なお、対抗措置として無償割当により新株予約権を発行する場合の概要は別紙2に記載のとおりです。

当社取締役会は、上記決議を行った場合にも、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

#### ③独立委員会の設置等

当社取締役会は、本プランを適切に運用し、①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、あるいは②大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当社の企業価値および株主共同の利益を守るため必要な対抗措置の発動または不発

動の是非等の判断にあたって、その透明性、客観性、公正性および合理性を担保し、当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。なお、独立委員会の委員は3名以上とし、公正かつ中立な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役、社外有識者または外部専門家等の中から選任します。独立委員会の概要については、別紙3をご参照ください。また、設置当初における独立委員会の各委員の氏名および略歴は別紙4をご参照ください。

当社取締役会は、大規模買付者から受領した情報およびその分析結果ならびに当社取締役会が作成する代替案等を独立委員会に提出します。独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、これらの情報および自ら必要と認めて入手した情報等を検討し、対抗措置の発動の是非等について、当社取締役会に勧告を行います。

#### ④対抗措置発動の停止等について

当社取締役会が対抗措置の発動に関する決議を行った後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合等、当社取締役会において対抗措置の発動が適切でないと判断する場合には、独立委員会の勧告およびアドバイザー等の意見を踏まえたうえで、対抗措置発動の停止または変更（対抗措置として新株予約権の無償割当ての実行を決議した場合の当該無償割当ての中止、新株予約権の無償割当ての実行後における当該新株予約権の無償取得を含みます。）を行うことができるものとします。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、権利の割当てを受けべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行う等、対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断したときには、当該新株予約権の効力発生日までの間は、独立委員会の勧告を受けただけで、新株予約権無償割当てを中止することとし、また、新株予約権無償割当て後においては、当社が無償で新株予約権を取得する方法により、対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。このような対抗措置発動の停止または変更を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかに情報開示を行います。

### (3) 株主の皆様および投資家の皆様に与える影響について

#### ①大規模買付ルールを導入が株主および投資家の皆様に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、株主および投資家の皆様の権利、利益に影響を及ぼすものではありません。

大規模買付ルールは、当社の株主をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えます。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、大規模買付行

為に対する当社の対応が異なることがありますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

## ② 対抗措置の発動が株主および投資家の皆様に与える影響

対抗措置を発動した場合、大規模買付者の法的権利または経済的利益に損失が生じる可能性があります。また、それ以外の株主の皆様は、法的権利または経済的利益に格別の損失が生じることは、想定しておりません。当社取締役会が対抗措置の発動を決議した場合は、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等にしたがって、適時に適切な開示をいたします。

もっとも、対抗措置として株主の皆様に対する新株予約権の無償割当てが行われた場合、割当期日において名義書換未了の株主の皆様に関しては、他の株主の皆様が新株予約権の無償割当てを受け、当該新株予約権の行使によるか、あるいはその取得と引換えに当社株式を受領することに比して、結果的にその法的権利または経済的利益に損失が生じる可能性があります。

また、新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。かかる手続きを行わない場合は、当該株主の皆様の1株当たりの株主価値が希釈化することになります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が定められた場合において、当社が取得の手続きを取った場合は、取得の対象となる新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭を払い込むことなく当社株式を受領することになります（なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、大規模買付者および特別関係者等に該当しないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。

当社取締役会は、前記3. 本プランの詳細（2）④に従い、対抗措置の発動の中止または変更として、新株予約権の無償割当ての中止または新株予約権の無償割当ての実行後における当該新株予約権の無償取得を行うことがあります。この場合、新たな株式の発行は行われず、当社株式1株当たりの株式価値の希釈化は生じないこととなります。しかしながら、当社が大規模買付者に対して対抗措置を発動し、新株予約権と引き換えに当社株式が交付されることを前提として変動した取引価格にて株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により経済的な損失が生じる可能性があります。

## （4）対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として株主の皆様に対する新株予約権の無償割当てが行われた場合は、割当期日における株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申込みや払込み等の手続きは必要となりません。

また、当社取締役会が決定し、公告する基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割当てられますので、名義書換未了の株主の皆様には、当該基準日まで名義書換を完了していただく必要があります。なお、割当て方法、名義書換の方法、行使の方法、払込みの方法および当社による取得の方法等の詳細につきましては、対抗措置発動の当社取締役会決議後、株主の皆様に対し、相当な方法でお知らせいたします。

(5) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会における決議の時から本定時株主総会後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以降、本プランの継続（一部修正したうえでの継続を含みます）については3年ごとに定時株主総会の承認を経ることとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または②株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランおよび本プランに基づく独立委員会の委員への委任は、その時点で廃止・撤回されるものとします。

また、当社取締役会は、今後の法令の改正、司法判断の動向、当社が上場する金融商品取引所その他の公的機関等の見解を踏まえ、本プランの変更が望ましいものと判断したときは、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会による決議の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、当社が上場する金融商品取引所の上場規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、または当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社取締役会は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実および変更の場合における変更内容その他の事項について、すみやかに情報開示を行います。

**IV. 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値および株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて**

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

(2) 企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、株主の皆様をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するために、大規模買付者が従うべきルール、ならびに当社が発動しうる対抗措置の要件および内容を予め設定するものであり、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

また、大規模買付ルールの内容ならびに対抗措置の内容および発動要件は、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保および向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

(3) 継続的な開示について

本プランは、当社取締役会により、関係法令の整備、他社の動向等を踏まえ、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から、本プランについて随時見直しを行うこととしており、本プランにつき内容の修正、変更または廃止等を行った場合には、これらについて、速やかに株主の皆様を開示をします。

(4) 株主意思の反映について

本プランは、導入にあたり株主の皆様のご意思を適切に反映させる機会を確保するため、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として導入いたします。本定時株主総会において本プランの導入が承認されない場合、本プランは導入されません。

また、本プランにはその有効期間を3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつその有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該時点で廃止されるものとしますので、株主の皆様のご意向に従い廃止することが可能です。

(5) 取締役会の判断の客観性・合理性が確保されていること

本プランにおいては、対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定め、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本プランにおいては、対抗措置発動の手続きを定め、当社取締役会の恣意的判断を排除しております。

さらに、本プランにおいては、客観的に適切な判断を行うための諮問機関として独立委員会を設置することとしております。当社取締役会は、対抗措置の発動等の決定に先立ち、独立委員会の勧告を得る必要があります。また当社取締役会はかかる独立委員会の勧告を最大限尊重しなければなりませんので、これにより、当社取締役会による恣意的判断が排除されることとなります。

また、その判断の概要については、株主の皆様にご開示をすることとされており、本プランにおいては、当社取締役会が対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための透明な運営が行われる仕組みが確保されているものと考えます。

(6) デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

前記Ⅲ 3. 本プランの詳細 (5) において記載のとおり、本プランは、当社の株

主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以上



## 当社株式の状況（平成20年1月31日現在）

1. 発行可能株式総数 60,000,000 株
2. 発行済株式の総数 20,275,581 株
3. 株 主 数 6,763 名
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
仲 田 洋 一	3,234千株	16.2%
ゴールドマン・サックス・インターナショナル	2,747千株	13.8%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,586千株	13.0%
日興シテイ信託銀行株式会社（投信口）	1,334千株	6.7%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,050千株	5.3%
ピジョン社員持株会	452千株	2.3%
ビービーエイチマシューズアジアンパシフィック ツクファイン	334千株	1.7%
ビービーエイチマシューズジャパンファンド	251千株	1.3%
プ ラ グ	234千株	1.2%
日本生命保険相互会社	228千株	1.1%

（注）出資比率は自己株式（368,194株）を控除して計算しております。

以上

## 新株予約権無償割当ての概要

### 1. 新株予約権の割当て方法（新株予約権無償割当て）

会社法第278条および第279条の規定による新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下「新株予約権割当て決議」という。）において定める割当ての基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その保有株式（ただし、同時点において当社の有する当社株式を除く。）1株につき1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

### 2. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。なお、当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことができる。

### 3. 新株予約権無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当ての効力発生日は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

### 4. 新株予約権の目的となる株式の種類

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とする。

### 5. 新株予約権の目的となる株式の総数

(1) 新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の総数は、当社定款に規定される発行可能株式総数から新株予約権無償割当て決議時点における発行済株式の総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）を控除した数を上限とする。

### 6. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、払込みをなすべき額は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役が別途定める1円以上の額とする。

### 7. 権利行使期間

新株予約権の行使期間については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。

### 8. 新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

### 9. 行使条件

特定株主グループ（議決権割合が20%以上のものに限る。以下同じ。）に属する者または特定株主グループに属する者になろうとする者（ただし、当社の株券等を取得または保有することが当社の株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除く。以下「特定株主等」と総称する。）ではないこと等を行使の条件として定める。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

## 10. 取得条項

- (1) 当社は、大規模買付者による大規模買付ルールの違反その他の一定の事由が生じることまたは当社取締役会が別途定める日が到来することのいずれかを条件として、当社取締役会の決議に従い、新株予約権の全部または特定株主等以外の株主（以下「一般株主」という。）が所有する新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項を付すことができるものとする。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。
- (2) 前項における取得の対価は、原則として、一般株主が所有する新株予約権の取得については、当該新株予約権1個につき対象株式数と同数の当社普通株式（以下「交付株式」という。）とし、特定株主等が所有する新株予約権の取得については、当該新株予約権1個につき交付株式の取得時における公正な価格に相当する価値の現金その他の財産、社債若しくは新株予約権付社債、当該新株予約権に代わる新たな新株予約権、または交付株式以外の当社株式とすることができる。

### 11. 無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合、その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

以 上

## 独立委員会の概要

1. 設置 独立委員会は当社取締役会の決議により設置されるものとする。
2. 構成員数 独立委員会の構成員数は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外監査役、社外有識者、外部専門家等の中から当社取締役会が選任した方々により構成されることとする。
3. 任期 独立委員会の委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、社外監査役であった独立委員会の委員が監査役でなくなった場合（ただし、再任された場合を除きます。）には、独立委員会の委員としての任期も同時に終了するものとする。
4. 決議要件 原則として、委員の全員が出席し、その過半数をもって行う。ただし、委員に事故その他やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
5. 第三者の助言 適切な判断を確保するため、審議・決議に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、当社経営者から独立した第三者（弁護士、公認会計士、税理士、ファイナンシャルアドバイザー、その他の専門家）から助言を受けることができる。
6. 審議・決議事項 独立委員会は、以下の各号について審議・決議し、当該内容を理由とともに当社取締役会に対して勧告するものとします。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行います。なお、独立委員会の各委員および各取締役は、当該各決議に当たり、専ら当社の企業価値および株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならないものとする。
  - (1) 大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為の存否
  - (2) 大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲
  - (3) 大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
  - (4) 大規模買付者による大規模買付行為に対する当社取締役会の代替案の比較検討
  - (5) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か
  - (6) 対抗措置発動の要否および内容（新株予約権無償割当てを

含む)

- (7) 対抗措置発動の停止または変更・廃止
- (8) 本プランの維持・修正または変更・廃止
- (9) その他大規模買付ルール、本新株予約権、大規模買付行為に関連し、当社取締役会が判断すべき事項について、取締役会が独立委員会にその意見を諮問することを決定した事項

7. 取締役会への勧告 各委員は、上記6. の勧告を行うにあたっては、専ら当社の企業価値および株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならないものとする。

以 上

## 独立委員会委員の氏名および略歴

1	西山 茂 (昭和36年10月27日生)	昭和62年3月 公認会計士登録 平成12年4月 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科助教授 平成15年4月 当社社外監査役(現任) 平成18年4月 早稲田大学ビジネススクール(経営専門職大学院)教授 (現任)
2	出澤 秀二 (昭和32年1月15日生)	昭和58年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 平成7年3月 出澤秀二法律事務所(現 出澤総合法律事務所)開設 代表弁護士(現任) 平成18年4月 当社社外監査役(現任)
3	佐藤 順哉 (昭和28年5月4日生)	昭和57年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) ファーネス・佐藤・石澤法律事務所(現 石澤・神・佐藤 法律事務所)入所 平成2年4月 石澤・神・佐藤法律事務所パートナー(現任) 平成2年10月 米国ニューヨーク州弁護士登録 平成13年11月 更生会社株式会社マイカル管財人代理 平成16年6月 生化学工業株式会社社外監査役(現任) 平成19年6月 三井金属鉱業株式会社社外監査役(現任)

(注)当社と上記3氏との間には、顧問契約その他特別の利害関係等はありません。

以上

### 本プランの概要(大規模買付行為が開始された場合の流れ)

下記の図は大規模買付行為への対応方針に関する理解に資することを目的として作成したものであります。

